

## 信州6次産業化プランナー応募要領

### 1. 信州6次産業化プランナーの募集

信州6次産業化を推進するため、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営の発展段階に即した個別相談等に対応する民間の専門家である「信州6次産業化プランナー」を募集します。

### 2. 信州6次産業化プランナーの主な業務内容

信州6次産業化推進協議会（以下「協議会」という。）からの依頼に応じて協議会事務局との連携により、以下のことを行う。

- ① 6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営の発展段階に即した課題の解決に向けた個別相談
- ② 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや当該認定後のフォローアップ
- ③ 協議会が開催する6次産業化事務担当者会議への出席及び研修会等における講演
- ④ その他、協議会が必要と認めた事項

### 3. 応募資格

信州6次産業化プランナーに応募しようとする者は次の（1）から（4）までの要件を全て満たしていること。

#### （1）学識要件（①又は②を満たすこと）

- ① 以下の全ての分野について一定の知見を有しつつ、そのうち1以上の分野について高度な専門的知見を有していること。
  - （ア）県域内の農林水産物の生産実態
  - （イ）農林水産物の加工
  - （ウ）農林水産物（加工品）の流通
  - （エ）農林水産物（加工品）のマーケティング
  - （オ）農林水産物（加工品）のデザイン・商品性
  - （カ）農政、食品安全等に関する法令、制度
  - （キ）経営管理
- ② ①の（ア）から（ウ）までの分野について、一定の知見を有しつつ、輸出、観光、異業種連携、再生可能エネルギー等のいずれかの分野について、高度な専門的知見を有していること。

#### （2）経験要件（（1）の②の場合は除く。）

6次産業化に関する案件について、コーディネート業務に携わったことがあること、又は、6次産業化に取り組んだことがある農林漁業経営者であって、いずれも一定の成果を上げていること。

(3) コミュニケーション等能力要件

以下の要件を全て満たしていること。

- (ア) 6次産業化に関係する各分野の人材に精通していること。
- (イ) 6次産業化取り組む意欲のある事業者についての情報、コネクションを有していること
- (ウ) 6次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧な相談に応じ、的確な助言をする能力を有していること。

(4) 信州6次産業化推進協力要件

協議会事務局の主催する6次産業化事務担当者会議に出席し、信州6次産業化の推進方向について認識を共有しつつ、積極的に事業者発掘・育成に取り組む用意があること。

4. 信州6次産業化プランナーの選定方法

- (1) 協議会において書面審査及び必要に応じて面接審査を行い選定します。
- (2) 選定結果については、選定が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

なお、選定に係る経過、選定結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

5. 業務形態及び謝金等

業務形態については、協議会からの依頼を受け2、の業務を実施していただきます。この業務の実施に係る謝金として以下のとおり支給します。

また、協議会が依頼する出張業務については、別途旅費を支給します。

業務	謝金
個別相談、サポート、フォローアップ、講演	1時間あたり7,100円

6. 応募方法

- (1) 応募に当たっては、事前に次の事項についてご確認ください。
  - ① 信州6次産業化プランナーとして活動していただくには、協議会からの依頼が必要であり、選定されても必ずしも業務の依頼があるとは限りません。
  - ⑤ 応募者及びその取組について、必要に応じて本人への確認や関係者への調査を行うことがあります。
  - ⑥ 信州6次産業化プランナーの学識や経験をより広く周知するため、氏名、連絡

先等を公表することに承諾していただきます。  
また、信州6次産業化プランナーの周知・広報活動にこれらを使用する場合であっても、これらに対する対価は支払いません。

- ④「信州6次産業化推進協議会」「信州6次産業化プランナー」等の名称をみだりに使用することはできません。
- ⑦契約期間中に保有した個人情報の内容を他人に知らせ又は不当な目的に利用してはなりません。
- ⑧応募内容に虚偽が認められた場合、その応募に基づく選定結果は無効となります。

(2) 応募は、自薦によるものとし、「信州6次産業化プランナー申請書について」(別紙1)に必要事項をご記入の上、次のとおり提出してください。提出された書類等は、返却いたしません。

- ① 提出部数1部
- ② 提出期限平成30年6月15日(金)から平成30年6月22日(金)まで(郵送も可とします。6月22日(金)午後5時までに必着のこと。)
- ③ 提出先：〒380-8570  
長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県庁農政部農業政策課農産物マーケティング室内  
信州6次産業化推進協議会  
電話：026-235-7217  
FAX：026-235-7393  
担当：坂下広・新家幹夫

#### 7. 個人情報の管理

個人情報については、適切に管理し、承諾をいただいた利用目的以外に第三者への開示、公表はいたしません。